

住宅の耐震診断・耐震改修工事等に対する補助事業を開始しました。

善通寺市では、一定の条件を満たす住宅に対して行う耐震診断と耐震改修工事等に対して補助金を交付します。

補助の概要

対象となる住宅は

市内にあり、昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て又は長屋建ての住宅です。※1

※1・昭和56年5月31日までに工事にとりかかった場合を含みます。

- ・丸太組工法(ログハウス)、枠組壁工法(ツーバイフォー)、ブロック造等により建てられた住宅及び大臣の特別な認定を得た工法等によるもの(プレハブ住宅)は対象になりません。
- ・店舗等と併用の住宅の場合、住居部分が半分以上あれば対象となります。
- ・一戸建て又は長屋の借家・賃貸住宅は対象になります。共同住宅は対象外となります。

長屋は各住戸と住戸の間の界壁以外共有する部分がなく、各住戸に外部から直接出入りできるものです。共同住宅は2以上の住戸が階段、廊下等を共有しているものです。

対象となる方は

対象となる住宅を所有している方です。※2

※2

- ・所有者以外の方がお住まいの場合などはお問い合わせください。
- ・市税を滞納している方は、対象になりません。

補助される額は

- ① 耐震診断 : 13万6千円まで全額補助
- ② 耐震改修 : 100万円まで全額補助
- ③ 簡易耐震改修 : 50万円まで全額補助
- ④ 耐震シェルター・ベッド : 20万円まで全額補助
- ⑤ 借家にも①～④を補助

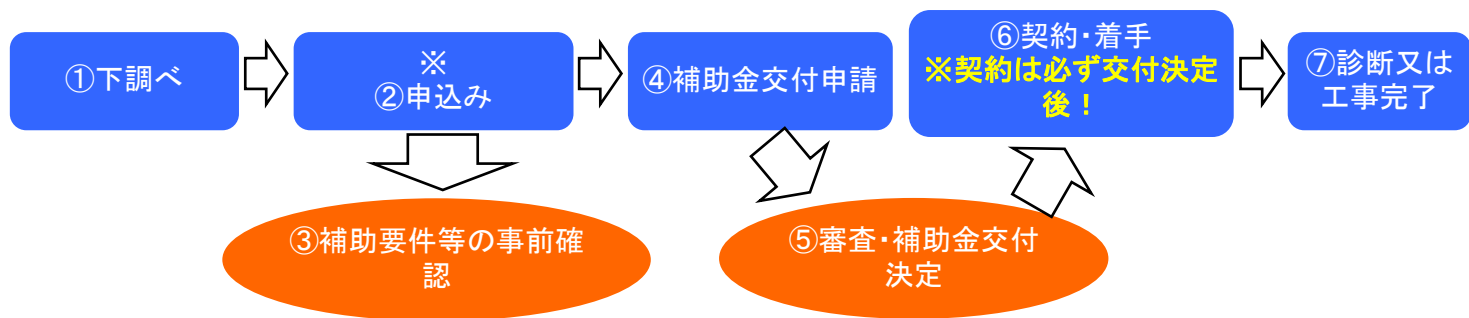
交付申請の期日(令和6年度)

補助金交付申請の期日 : 12月13日(金曜日)

※状況により、期日を過ぎても受付を行う場合があります。期日を過ぎても申請については建築住宅課へお問い合わせください。

※耐震診断と耐震改修工事等の補助金を一度に受けて行うことはできません。この制度を活用される場合は、必ず耐震診断を終え、改めて耐震改修工事等の補助金交付申請を行います。

手続きの流れ



※②申込のステップは、状況により省略できます。その場合は、①→③→④→の順序になります。

- ① 昭和56年5月31日以前の建物か調べます。建築確認申請の確認通知書や、なければ登記の記録など、それ以前から建っていたことを示す書類を準備します。また、設計図面等があれば準備しておきます。
- ② 所定の申込用紙をご記入いただき、補助要件のおおまかなチェックなどを行います。要件が整うようであれば補助金交付申請を行います。また、ご不明な点等もおたずねください。
- ④ 申請書に必要な添付書類は、「普通寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱」の別表第二に従ってご用意ください。
- ⑤ 審査期間は2週間程度を想定しています。
- ⑥ 耐震診断や耐震改修工事等の**契約は、必ず補助金の交付決定後に行ってください**。交付決定前に契約した場合補助金は交付されません。
- ⑦ 耐震診断、耐震改修工事等それぞれに要する期間は、建物の規模等にもよりますが、耐震診断で1～3週間程度、また耐震改修工事等は、**1ヶ月～2ヶ月程度**かかる場合が多いようです。なお、どちらについても、完了期日までに必ず終わるようにしてください。
- ⑧ 耐震診断、または耐震改修工事等が終わりましたら、完了期日から20日以内に完了実績報告書を提出してください。必要な添付書類は「普通寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱」の別表第二に従ってご用意ください。
なお、完了実績報告の提出期日は、今年度の場合、**令和7年2月7日**ですので、年末、年始頃にこの補助制度の活用をお考えの方はご注意ください。
- ⑨ 提出していただいた実績報告書に基づいて、耐震診断や耐震改修工事等が適切に行われたかどうかの審査を行います。その際、実際にお家へうかがい、改修工事を行った箇所を見せていただく場合があります。審査が終われば交付する補助金の額を確定し、補助金を交付します。審査に要する期間は3週間程度を見込んでいます。

★耐震診断と耐震改修工事等の補助金を一度に受けて行うことはできません。この制度を活用される場合は、必ず耐震診断を終え、改めて耐震改修工事等の補助金交付申請を行います。

制度の詳細や不明な点等については、建築住宅課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
普通寺市建築住宅課
(庁舎3階)
TEL0877(63)6337